

離婚された場合

主な手続き窓口のご案内

平野区役所 (06-4302-9986)
*コールセンターにつながります

離婚届 ⇨ 1階15番窓口 (住民情報課 06-4302-9961)

その他の手続き窓口について

*手続き方法や期限など、詳しくは各担当にお問い合わせください。

住民登録のこと

新しい住所が平野区になる方 (市外から転入、他区から転入、区内で転

転入・転居の届出

1階 15番窓口
住民情報課
(06-4302-9963)

平野区から大阪市内に住所を変更する方

転出の届出

平野区から市内他区に住居を変更される方

新しく住むことになる区の区役所で転入届をしてください

旧氏の印鑑で印鑑登録をされていて氏が変わる方

印鑑登録証の返却 (新しい氏の印鑑で登録をやり直してください)

1階 15番窓口
住民情報課
(06-4302-9963)

氏が変わる方が住基カードをお持ちの場合

カードの裏書をしますので、お申し出ください

保険・年金のこと

介護保険証をお持ちの方

介護保険証の返却 (住所の変更や氏名の変更がない場合は返却不)

3階 31番窓口
保健福祉課 (介護保険)
(06-4302-9859)

国民健康保険から別の保険に加入される方

脱退の届出

国民健康保険に引き続き加入される方

保険証の差し替えを希望される場合

1階 17番窓口
保険年金課 (保険)
(06-4302-9956)

新たに国民健康保険に加入される方

資格取得の届出
※届出に必要な書類があります

年金の加入種別が変わる方

障がい・指定難病・特定疾患等のある方

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証 (精神通院医療・育成医療等) をお持ちの方

障がい福祉サービス受給者証をお持ちの方

重度障がい者医療費・老人医療 (一部負担金) 助成の医療証をお持ちの方

心身障がい者扶養共済制度に加入している方

特定医療費 (指定難病) 受給者証をお持ちの方

氏名変更等の届出

氏名等 (場合によっては生計中心者) の変更の届出

3階 33番窓口
保健福祉課 (地域福祉)
(06-4302-9857)

公害手帳をお持ちの方
結核患者の方

氏名変更の届出

3階 32番窓口
保健福祉課 (地域保健)
(06-4302-9882)

小児慢性特定疾病の医療給付を受けている方

氏名変更等の届出

税金のこと

排気量 125cc以下のバイクをお持ちの方

軽自動車税の氏名変更の届出

区内に土地・家屋を所有している方

固定資産税・都市計画税の納税義務者氏名変更の届出

あべの市税事務所
阿倍野区旭町 1-2-7-702
あべのメディックス7階
軽自動車税担当
(06-4396-2954)
固定資産税担当
土地 (06-4396-2957)
家屋 (06-4396-2958)

* 大阪市に住民登録がある場合は、届出の必要はありません。

* 他の市区町村に土地、家屋をお持ちの方は、それぞれの市区町村の固定資産税担当課にお問い合わせください。

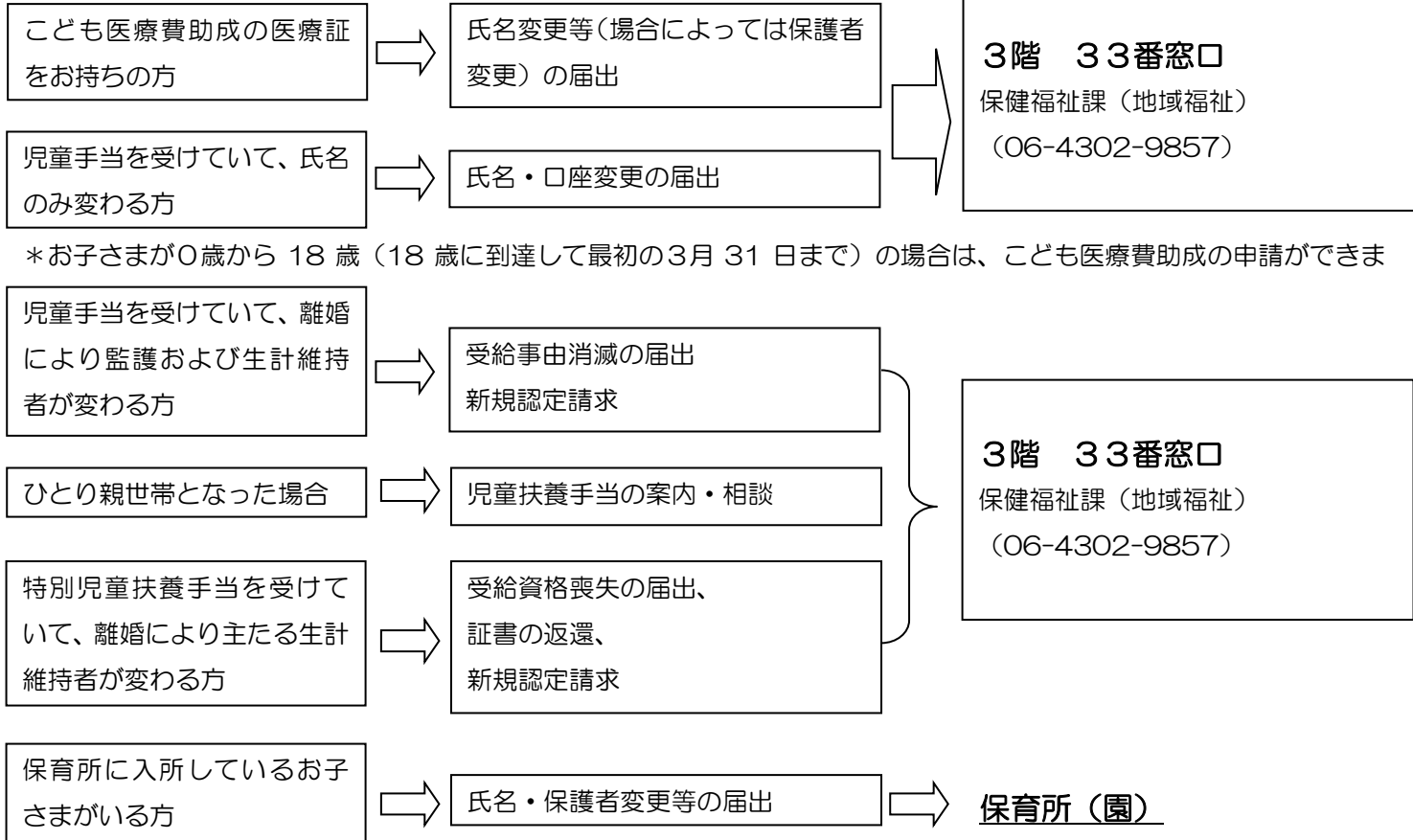
住民税 (市・府民税) を納めている方

氏名変更の手続きは特に必要ありません
住民税は1月1日現在の住民登録内容で、その時の市町村で課税されます

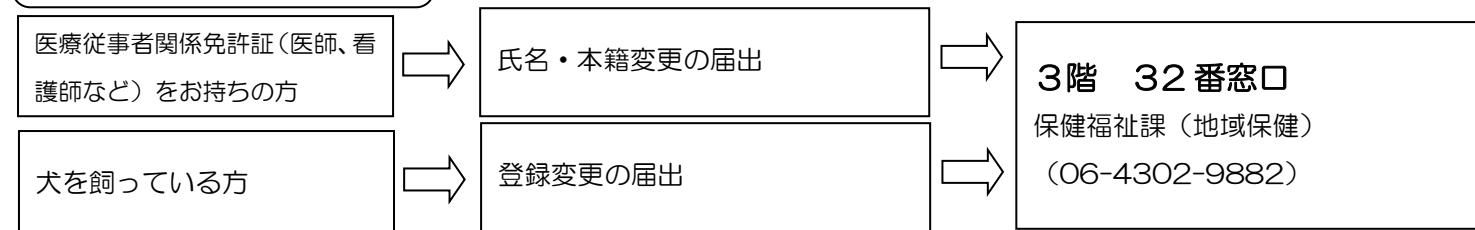
* 住民税・固定資産税の口座振替名義人の変更等を希望される方は、船場法人市税事務所収納管理担当 (06-4705-2931) へお問い合わせください。



お子さまのいる方

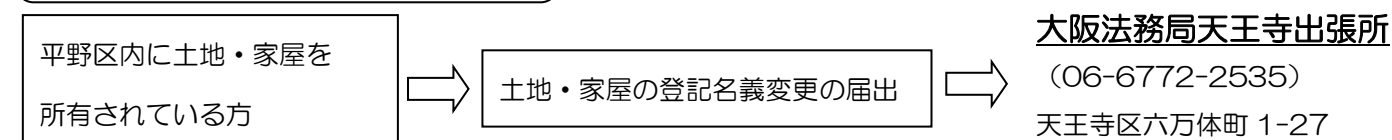


その他暮らしのこと



他の行政機関・公共的機関

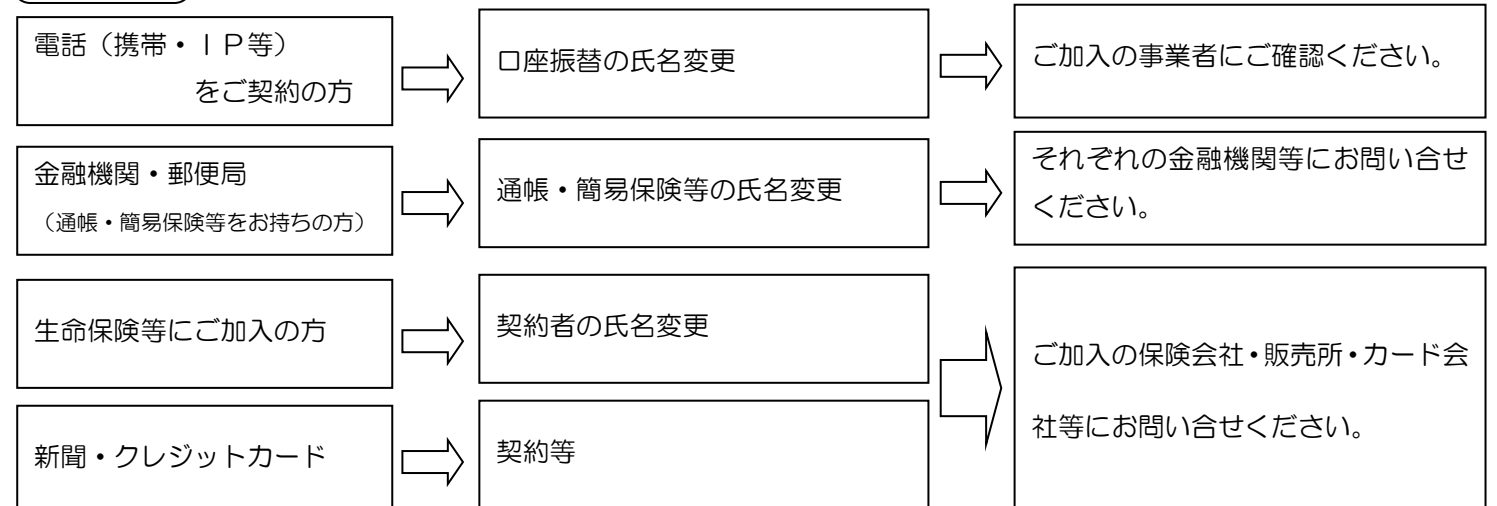
* 予め電話などで確認してください。



* 他の市区町村に土地、家屋をお持ちの方は、所轄の法務局(出張所)で手続きをしてください。



その他



* 代表的な手続きのみご案内させていただいておりますので、ご了承ください。

* 平成31年4月に作成したものです。手続き方法が変わる場合がありますので、ご了承ください。